

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

職員との配偶者同行休業に関する条例の施行期日を定める規則	(人事課)	一
平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に 基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	(職員厚生課)	一
漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧	(水産業振興課)	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二
土砂災害警戒区域の指定	(同)	三
都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	三
都市計画事業の認可	(同)	三
都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	四
宮営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	四
人事委員会規則一〇二(用語の定義)の一部を改正する規則		四
人事委員会規則七〇(給料等の支給)の一部を改正する規則		五
人事委員会規則七一(寒冷地手当)の一部を改正する規則		五
人事委員会規則七二(期末手当)の一部を改正する規則		五
人事委員会規則七三(勤勉手当)の一部を改正する規則		五
人事委員会規則七四(退職手当の支給)の一部を改正する規則		六
人事委員会規則七五(通勤手当)の一部を改正する規則		六
人事委員会規則七六(通勤手当)の一部を改正する規則		六
人事委員会規則七八(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正		六

する規則

○人事委員会の権限(職員の育児休業等に関する規則)の一部委任の一部を改正する告示

○人事委員会規則八〇八(職員の自己啓発等休業に関する規則)の一部を改正する規則

## 雑報

○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告(八件)

## 規則

職員との配偶者同行休業に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

職員の配偶者同行休業に関する条例の施行期日を定める規則

職員との配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年宮城県条例第四十五号)の施行期日は、平成二十六年七月二十五日とする。

## 告示

○宮城県告示第六百四十一号

平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三〇八円	一三、〇四〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一円	一三、四四七円



大沢	急傾斜地の崩壊	大崎市鹿島台平渡字大沢（次の図のとおり）
----	---------	----------------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
大学町沢	土石流	大崎市岩出山大学町（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
2 西天王寺沢	土石流	大崎市岩出山上野目字西天王寺（次の図のとおり）	
下外道	急傾斜地の崩壊	大崎市岩出山字上真山下外道（次の図のとおり）	
城山	急傾斜地の崩壊	大崎市岩出山字城山（次の図のとおり）	
城山の2	急傾斜地の崩壊	大崎市岩出山字城山（次の図のとおり）	
城山の3	急傾斜地の崩壊	大崎市岩出山字城山（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百四十五号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業
  - 2 名称 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業
- 二 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百四十六号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
  - 仙塩広域都市計画高度利用地区
- 二 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法を次のとおり認可した。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
  - 気仙沼市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
  - 1 種類 気仙沼都市計画道路事業
  - 2 名称 三・四・十二号 南町魚市場線

- 三 事業施行期間
  - 平成二十六年七月二十二日から平成三十年三月三十一日まで

- 四 事業地
  - 1 取用の部分

宮城県気仙沼市南町四丁目、浜見山、河原田一丁目、河原田三丁目、港町及び魚市場前地内  
2 使用の部分  
なし

○宮城県告示第六百四十八号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

変更無し

四 事業地

1 取用の部分

都市計画事業の認可（平成二十五年三月十九日宮城県告示第九十七号）の事業地のうち、宮城県亘理郡山元町坂元字町及び町東地内において事業地の一部を変更する。

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成二十五年三月十九日宮城県告示第九十七号）に宮城県亘理郡山元町坂元字町東、字荒井、字道合及び字大谷地地内を追加する。

### 公 告

○県営吉田東部2期地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出すること

とができる。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営吉田東部2期地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年八月十九日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十六年八月十九日

2 提出方法 宮城県仙台台地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八一八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、亘理町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

### 人事委員会

人事委員会規則一―二（用語の定義）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則一―二―九

人事委員会規則一―二（用語の定義）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

本則中第十八号を第十九号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 「配偶者同行休業条例」とは、「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年宮城県条例第四十五号）」をいう。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

〇人事委員会規則七一〇一十七

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「自己啓発等休業をし」の下に、「配偶者同行休業をし」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会規則七一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

〇人事委員会規則七一三三六

人事委員会規則七一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第一条中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会規則七一十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

〇人事委員会規則七一十四一二十七

人事委員会規則七一十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員

第五条第二項第一号中「第一条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第二号中「第一条第一項第四号から第六号まで」を「第一条第一項第五号から第七号まで」に改め、同項第三号中「第一条第一項第九号」を「第一条第一項第十号」に改め、同項第七号中「第一条第一項第四号から第六号まで」を「第一条第一項第五号から第七号まで」に改め、「自己啓発等休業をしている職員として

在職した期間」の下に、「法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員として在職した期間」を加える。

第六条第三項中「第一条第一項第五号」を「第一条第一項第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会規則七一十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

〇人事委員会規則七一十五一三三〇

人事委員会規則七一十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員

第五条第二項第一号中「及び第三号から第五号まで」を、「第二号及び第四号から第六号まで」に改め、同項第二号中「第一条第一項第九号」を「第一条第一項第十号」に改める。

第八条中「第一条第一項第五号」を「第一条第一項第六号」に、「第一条第一項第四号」を「第一条第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会規則七一二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七一二十一十三

人事委員会規則七一二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七一二十（退職手当の支給）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「ものを除く。」の下に「若しくは法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会規則七一三十八（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七一三十八―二十一

人事委員会規則七一三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一三十八（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第三号、第十五条の三第二項第二号及び第十五条の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に、「法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一七―十二

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）に基づき、人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「ト」を「チ」に改め、同号中チをリとし、ロからトまでをハからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしていた期間

第四条第二号中「ト」を「チ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

○人事委員会告示第五号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十四年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（職員の育児休業等に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

一 二の（一）中「第四条第一号ト(2)」を「第四条第一号チ(2)」に、同（二）中「第四条第一号ト(3)」を「第四条第一号チ(3)」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十六年七月二十五日

人事委員会規則八一八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一八一三

人事委員会規則八一八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号）に基づき、人事委員会規則八一八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

雑 報

○石巻市長から、公報掲載の依頼があった。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る岩井七五郎に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二十五号）第十五条第二項の規定による基準地積の決定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀 山 紘

- 一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三・七十五号
- 二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（基準地積）を次のとおり決定したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十五条第二項の規定により通知する。

なお、登記されている地積が事実と相違すると認めるときは、この通知の日から起算して六十日以内に市長に基準地積の更正を申請することができる。

- 1 所有者の住所及び氏名 住 所 不詳
- 2 氏 名 岩井七五郎

2 土地

- (一) 地 名 石巻市川口町二丁目七番
- (二) 地 目 公衆用道路
- (三) 登記地積 十三平方メートル
- (四) 実測地積 十三・〇三平方メートル
- (五) 基準地積 十三・〇三平方メートル
- (六) 概 要 国土調査一筆面積計算書に基づく地積

三 注

右記登記地積は、施行日（平成二十六年一月十四日）現在の登記地積を記載しています。ただし、土地区画整理法第八十二条第二項による分筆登記により確定した面積については当該分筆時点の登記地積を、同項による分筆登記未了の場合は境界確定図に基づき算定した面積を記載しています。

○石巻市長から、公報掲載の依頼があった。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る佐々木明に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二十五号）第十五条第二項の規定による基準地積の決定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀山 紘

一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三―百六十一号

二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（基準地積）を次のとおり決定したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十五条第二項の規定により通知する。

なお、登記されている地積が事実と相違すると認めるときは、この通知の日から起算して六十日以内に市長に基準地積の更正を申請することができる。

1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 佐々木明

2 土地

(一) 地 名 石巻市川口町二丁目三十四番三十六

(二) 地 目 宅地

(三) 登記地積 三十七・三三平方メートル

(四) 基準地積 三十七・三三平方メートル

(五) 概 要 登記簿による地積

三 注

右記登記地積は、施行日（平成二十六年一月十四日）現在の登記地積を記載しています。

ただし、土地区画整理法第八十二条第二項による分筆登記により確定した面積については当該分筆時点の登記地積を、同項による分筆登記未了の場合は境界確定図に基づき算定した面積を記載しています。

○石巻市長から、公報掲載の依頼があった。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る佐々木明に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二

十五号）第十五条第二項の規定による基準地積の決定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀山 紘

一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三―百八十三号

二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（基準地積）を次のとおり決定したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十五条第二項の規定により通知する。

なお、登記されている地積が事実と相違すると認めるときは、この通知の日から起算して六十日以内に市長に基準地積の更正を申請することができる。

1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 佐々木明

2 土地

(一) 地 名 石巻市川口町二丁目三十四番五

(二) 地 目 宅地

(三) 登記地積 二百九十四・四二平方メートル

(四) 基準地積 二百九十四・四二平方メートル

(五) 概 要 登記簿による地積

三 注

右記登記地積は、施行日（平成二十六年一月十四日）現在の登記地積を記載しています。

ただし、土地区画整理法第八十二条第二項による分筆登記により確定した面積については当該分筆時点の登記地積を、同項による分筆登記未了の場合は境界確定図に基づき算定した面積を記載しています。

○石巻市長から、公報掲載の依頼があった。



平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る佐々木良内に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二十五号）第十五条第二項の規定による基準地積の決定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀山 紘

一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三―百九十六号

二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときは、基準となる従前の宅地各筆の地積（基準地積）を次のとおり決定したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十五条第二項の規定により通知する。

なお、登記されている地積が事実と相違すると認めるときは、この通知の日から起算して六十日以内に市長に基準地積の更正を申請することができる。

1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 佐々木良内

2 土地

(一) 地名 石巻市川口町二丁目三十三番五

(二) 地目 原野

(三) 登記地積 百六十八平方メートル

(四) 基準地積 百六十八・〇〇平方メートル

(五) 概要 登記簿による地積

三 注

右記登記地積は、施行日（平成二十六年一月十四日）現在の登記地積を記載しています。

ただし、土地区画整理法第八十二条第二項による分筆登記により確定した面積については当該分

筆時点の登記地積を、同項による分筆登記未了の場合は境界確定図に基づき算定した面積を記載しています。

○石巻市長から、公報登載の依頼があった。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る佐々木良内に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二十五号）第十六条第十項の規定による基準地積の更正通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀山 紘

一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三―百九十六号

二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときは、基準となる従前の宅地各筆の地積（基準地積）を次のとおり更正したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十六条第十項の規定により通知する。

1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 佐々木良内

2 土地

(一) 地名 石巻市川口町二丁目三十三番五

(二) 地目 原野

(三) 登記地積 百六十八平方メートル

(四) 更正地積 百八十七・七五平方メートル

(五) 基準地積 百八十七・七五平方メートル

(六) 概要 筆界未定地の実測による按分地積

○石巻市長から、公報登載の依頼があった。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る鈴木貞子に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二十五号）第十五条第二項の規定による基準地積の決定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀 山 紘

- 一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三―二百九十四号
- 二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときは、従前の宅地各筆の地積（基準地積）を次のとおり決定したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十五条第二項の規定により通知する。

なお、登記されている地積が事実と相違するときは、この通知の日から起算して六十日以内に市長に基準地積の更正を申請することができる。

- 1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 鈴木貞子

- 2 土地

(一) 地 名 石巻市川口町三丁目二番一

(二) 地 目 公衆用道路

(三) 登記地積 四百十五平方メートル

(四) 実測地積 四百十五・〇四平方メートル

(五) 基準地積 四百十五・〇四平方メートル

(六) 概要 国土調査一筆面積計算書に基づく地積

三注

右記登記地積は、施行日（平成二十六年一月十四日）現在の登記地積を記載しています。ただし、土地区画整理法第八十二条第二項による分筆登記により確定した面積については当該分筆時点の登記地積を、同項による分筆登記未了の場合は境界確定図に基づき算定した面積を記載しています。

○石巻市長から、公報登載の依頼があった。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る新妻源一に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二十五号）第十五条第二項の規定による基準地積の決定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀 山 紘

- 一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三―三百二十六号
- 二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときは、従前の宅地各筆の地積（基準地積）を次のとおり決定したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十五条第二項の規定により通知する。

なお、登記されている地積が事実と相違するときは、この通知の日から起算して六十日以内に市長に基準地積の更正を申請することができる。

- 1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 新妻源一

- 2 土地

(一) 地 名 石巻市川口町二丁目六番

(二) 地 目 公衆用道路

(三) 登記地積 十四平方メートル

(四) 実測地積 十四・三六平方メートル

(五) 基準地積 十四・三六平方メートル

(六) 概 要 国土調査一筆面積計算書に基づく地積

三 注

右記登記地積は、施行日(平成二十六年一月十四日)現在の登記地積を記載しています。

ただし、土地区画整理法第八十二条第二項による分筆登記により確定した面積については当該分筆時点の登記地積を、同項による分筆登記未了の場合は境界確定図に基づき算定した面積を記載しています。

○石巻市長から、公報掲載の依頼があった。

平成二十六年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る米本吉則に対する石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例(平成二十五年六月二十五日石巻市条例第二十五号)第十五条第二項の規定による基準地積の決定通知は、送付すべき場所を確認することができないので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀 山 紘

一 通知の日付及び番号 平成二十六年四月十八日 石区画2第十三―四百二十七号

二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において換地及び清算金額を定めるときは、従前の宅地各筆の地積(基準地積)を次のとおり決定したので、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例第十五条第二項の規定により通知する。

なお、登記されている地積が事実と相違するときは、この通知の日から起算して六十日以内に市長に基準地積の更正を申請することができる。

1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 米本吉則

2 土地

イ(一) 地 名 石巻市大門町二丁目四十八番三

(二) 地 目 公衆用道路

(三) 登記地積 二十三平方メートル

(四) 実測地積 二十三・三七平方メートル

(五) 基準地積 二十三・三七平方メートル

(六) 概 要 国土調査一筆面積計算書に基づく地積

ロ(一) 地 名 石巻市大門町二丁目四十八番十六

(二) 地 目 公衆用道路

(三) 登記地積 百二十一平方メートル

(四) 実測地積 百二十一・七三平方メートル

(五) 基準地積 百二十一・七三平方メートル

(六) 概 要 国土調査一筆面積計算書に基づく地積

三 注

右記登記地積は、施行日(平成二十六年一月十四日)現在の登記地積を記載しています。

ただし、土地区画整理法第八十二条第二項による分筆登記により確定した面積については当該分筆時点の登記地積を、同項による分筆登記未了の場合は境界確定図に基づき算定した面積を記載しています。